

令和5年度 年次報告書

令和7（2025）年3月
姫路獨協大学 医療保健学部

各基準における判定

基準1～基準6に含まれる各自己判定の項目に対する判定は、以下とする。

- 4：基準項目を満たしている
- 3：基準項目を満たしているが、一部改善すべき点がある。
- 2：基準項目について多くの改善すべき点がある。
- 1：基準項目を満たしていない。

基準1. 使命・目的等

基準項目1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
自己判定	「基準項目 1-1 を満たしている」	
自己判定の項目		判定
① 理念及び教育研究上の目的の策定と公表	(1) 大学全体の理念・目的を踏まえ、教育研究上の目的を学則等で規定している。	4
	(2) 教育研究上の目的達成のための目標を策定している。	4
	(3) 教育研究上の目的が、社会のニーズを反映したものになっている。	4
	(4) 教育研究上の目的が、教職員及び学生に周知されている。	4
	(5) 教育研究上の目的が、ホームページ等で公表されている。	4
	(6) 社会情勢などに対応し、教育研究上の目的の定期的な検証を行っている。	4
基準1 現状の説明、自己点検・評価		
①-(1) 本学は学則の第1条で、その使命・目的を「大学は学問を通じての人間形成の場である」を掲げ、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら自己点検を行い、その結果を公表するとしており、医療保健学部もこれと同様の観点で、これら学則に規定された目的の達成を目指して対応に努めている。 ①-(2) 医療保健学部では、教育研究上の目的達成のための目標として、ひとつは生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備えること、もうひとつは、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、対象者本位の医療・支援を選択し、実践しうる指導的人材を輩出することとし、さらに理学、作業、言語聴覚の各療法学科および臨床工学科の4学科では、チーム医療の要となる人材の育成を中心に、豊富な知識と豊かな人間性を備えた真のスペシャリストを育てることを使命とすることにあると策定している。 ①-(3) 医療保健学部の教育研究上の目的は、急速な超高齢社会の進展と生活習慣病の増加に伴う、高度に専門化し、複雑多様化した現在の国民のニーズに対応が求められている社会的背景を反映したものとなっている。 ①-(4)(5) 上述の医療保健学部の使命・目的及び教育研究上の目的については、学部および学科ごとに「履修の手引き」「大学案内」「学生募集要項」に簡潔な文章で明示するとともに、本学ホームページ上に掲載することで、教職員及び学生へ周知されている。それとともに理学、作業、言語聴覚の各療法学科と臨床工学学科を有する本学部の個性・特色については、建学の精神である「大学は学問を通じての人間形成の場である」ことを基本とし、その目的が、医療に関わるスペシャリストとして必須の資格・免許状の取得をサポートすることにある旨をホームページや大学案内に、明記され公表されている。 ①-(6) 近年の医療は、急速な超高齢社会の進展と生活習慣病の増加に伴った、複雑かつ高度に専門化された対応が求められている。本学の教育研究上の目的の設定にあたっては、これら社会情勢の変化や国民のニーズを把握し、さらに医療の中核を担う医療従事者は、専門的知識及び技術水準の向上を図るだけでなく、多様な医療の問題を流動的、組織的に把握し、問題解決を図る能力が必要であるという考えのもと、その目的を定期的に検証し適切に設定している。また、設定された目的については、各学科、学部FD委員会、学部自己評価委員会等がそれぞれの立場の視点において、教授会へ進言できる体制を整えている。		
基準1 改善・向上方策（将来計画）		
医療保健学部の教育研究上の目的設定に関する将来計画・構想については、医療保健学部教授会での意見交換を通して将来進むべき方向に関する認識を教員間で共有し、それを踏まえて将来計画や構想を審議、決定し、その達成のための教職員の行動を、これまで以上に促していく必要がある。とりわけ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学士の養成を担う医療保健学部の教育研究上の目的は、社会情勢、医療環境や疾病構造の変化に伴い大きく変化していくと考えられる。また、これらの問題解決を図る能力やチーム医療の一翼を担う高度な専門性をもった優秀な人材の育成が喫緊の課題であるが、医療保健学部に入学者の学生の基本的な能力も多様化している。そこで、教育研究上の目的設定については、令和4年度から、医療保健学部全体で実施している、兵庫県立はりま総合医療センターなどでの臨床研修などから学んだ多種多様な医療的な課題などを統合的に把握し、医療保健学部教授会などで定期的な検証していくといった対策をとることが肝要であると考ええる。 さらに、これらの作業を通して設定された目的の、学内・学外に向けて発信方法や教職員や学生間での情報共有の方法についても、今後も順次改善を図っていくといった対応が重要であると考えられる。とりわけ、学外に対しては、本学の冊子『入学案内』、HPによる教育情報の公表（新聞記事など）、学校説明会、オープンキャンパス、獨協講座、高校への出張講義、高大連携活動、実習校・実習施設との連絡調整会議等、様々な機会を捉えて周知を図っていくといった対応が必要である。		
総合判定	「基準 1 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準1 大学からの改善の提言・要望		
概評：建学の精神に基づき、学部の使命・目的および三つのポリシー（DP、CP、AP）が定められている。また、医療を取り巻く環境、社会のニーズを反映したのものとなっていることについて、学部FD委員会および教授会において定期的に検討されている。 大学からの改善の提言・要望：特になし		
基準1 エビデンス資料		
基準1-1 エビデンス資料		
(1)-1 姫路獨協大学学則（第1条）大学HP URL https://www.himeji-du.ac.jp/info/kitei_PDF/01_gaksok.pdf		
(1)-2 姫路獨協大学医療保健学部規程（第1条の2）大学HP URL https://www.himeji-du.ac.jp/info/kitei_PDF/42_iryuhokengakubukitei.pdf		
(1)-3 大学案内2022（P3～P6）		
(1)-4 学生募集要項 URL https://www.himeji-du.ac.jp/exam/pdf/2024/guide2025-13.pdf		
(2) 教育研究上の目的達成のための目標を示す資料 URL https://www.himeji-du.ac.jp/univ/info01/purpose/		
(3) 2022履修の手引：単位の修得について（P91～P92）		
(4) 学生生活ガイド2022（P5）		
(5) 姫路獨協大学 教育研究上の目的（学部）		
(6) 教育研究上の目的の定期的な検証を行なっていることを示す資料 URL https://www.himeji-du.ac.jp/univ/pdf/jikotenken2023.pdf		

基準2. 学生

基準項目2-1. 学生の受入れ		
自己判定	「基準項目 2-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー（AP）の策定と周知	(1) 教育研究上の目的に基づき、APを策定している。	4
	(2) APが、教職員及び学生に周知されている。	4
	(3) APが、ホームページ等で公表されている。	4
	(4) 社会情勢などに対応し、APの定期的な検証を行っている。	4
② アドミッション・ポリシー（AP）に沿った入学者受入れの実施（公正かつ妥当な方法、適切な体制）とその検証	(5) APに基づき、責任ある体制下で合格候補者を決定している。	4
	(6) APに基づき、入学試験実施科目及び実施方法の原案を作成している	4
	(7) 公平な入学者選抜の機会を提供している。	4
	(8) 入学後の成績を検証し、入学者受入れの改善策を図っている。	4
	(9) 入学者数の適切性について検証し、改善策が図られている。	4
	(10) 入試問題の作成は、大学が自ら行っている。	4
基準項目2-2. 学修支援		
自己判定	「基準項目 2-2 を満たしている」	
③ 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	(1) オフィスアワー制度を全学的に実施している。	4
	(2) 障がいのある学生への配慮を行っている。	4
	(3) 中途退学、休学及び留年への対応策を行っている。	4
	(4) 教員の教育活動を支援するために、SAなどを適切に活用している。	4
基準項目2-3. キャリア支援		
自己判定	「基準項目 2-3 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
④ 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	(1) キャリア教育のための支援体制を整備している。	4
	(2) 学生の就職・進学等の相談に対応している。	4
基準項目2-4. 学生サービス		
自己判定	「基準項目 2-4 を満たしている」	
⑤ 学生生活の安定のための支援	(1) 教員が学生と面談し、生活指導を行っている	4
	(2) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。	4
	(3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。	4
	(4) 学生の課外活動への支援を適切に行っている。	4
	(5) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。	4
基準項目2-5. 学修環境の整備		
自己判定	「基準項目 2-5 を満たしている」	
⑥ 教育目的の達成のための、快適な学修環境を整備かつ有効な活用。	(1) 図書館では学術情報資料を確保し、十分に利用できる環境を整備している。	4
	(2) 実習施設を適切に整備している。	4
	(3) 体育施設を適切に整備している。	4
	(4) コンピュータなどのIT施設を適切に整備している。	4
	(5) 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮している。	4
	(6) クラスサイズなどは教育効果を十分上げられるような人数となっている。	4
	(7) 施設・設備の安全性(耐震など)を確保している。	4
基準項目2-6. 学生の意見・要望への対応		
自己判定	「基準項目 2-6 を満たしている」	
⑦ 学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用（経済支援・健康相談・施設及び設備）	(1) 学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備している。	4
	(2) 様々な学生からの意見を踏まえ、学生生活の改善に反映している。	4

基準2 現状の説明、自己点検・評価	
学生の受入れにおいては、入学定員を満たしていない学科が多いことが、今後の課題ではあるものの、アドミッション・ポリシーに基づいた入学試験制度は適切に実施されており、教育活動上の支障は生じていない。教員と教職員等との協働による学修支援体制においても、学部独自のガイダンスを学科・学年ごとに実施し、履修計画や履修登録についての支援が行われているほか、全専任教員には週2コマのオフィスアワーが実施されている。 キャリア支援において、学生は最終的に国家試験の合格が目標でもあるが、医療保健従事者である前に一人の社会人として深い教養を身に付けることは大切なことであり、これらを教育課程の中に組み入れて、授業を通じて社会的・職業的自立に繋げようとしていることは適切である。 学修環境としては、独自の教育研究棟を設けており、学部の教育上の特性に応じた、実習系の教室を配置するとともに、必要とされる最新の機械・器具等の整備が行われている。 学生の意見・要望への対応については、毎年、「卒業生アンケート」を実施し、全在学期間中を通じて学生一人ひとりが感じた大学への意見・要望を集約し、分析・検討の上、学生サービス向上に役立てている。	
基準2 改善・向上方策（将来計画）	
2021 年度より新たに中高生の為の公開講座の開始、Youtube の充実、高校での授業の増加など積極的に広報活動を実施している。 また、2022 年 5 月からの学校法人獨協学園、兵庫県、姫路市との連携・協働による新県立病院と姫路医療系高等教育・研究機構の事業にも積極的に参加し、受験生の保護者の方々への周知に努めている。 学生に対する支援体制は、各学科教員が勉学、就職、その他大学生活が円滑にいくように配慮している。学修支援体制を強固にするためにも教務上のお互いの状況を把握することは重要で、学生情報などの伝達を円滑に行う必要があるため、適切な連携や顔合わせ、申し送りなどはより徹底して実施していく。 また、医療保健学部は学外施設での実習が多く、心身ともに安定した状態で学生が臨地実習に専念できる環境を整える必要があることから、学年担任やアドバイザーとの連携を図りながら、健康管理上の支援やメンタルヘルスクアの体制を一層充実させていく。 施設・設備に関しては、機器入れ替えや修理不能な破損による購入など随時改善を図っているが、今後も老朽化への対策をはじめ新しい機械・機器や情報機器設備についても、厳格な予算管理のもと計画的に新設、更新を行っていく。	
総合判定	「基準 2 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」
基準2 大学からの改善の提言・要望	
概評：学部で策定されたAPに従い各種入試を実施しているが、収容定員充足率向上のため一層の努力が望まれる。 全学における学修支援体制に加え、留学生、障がいのある学生への対応を含め、学生の個別のニーズに対応したきめ細かい指導が行われている。キャリア支援、学生サービス、生活支援についても積極的に取組んでいる。 学修支援、学修環境に対する学生の意見・要望を把握するため、学生にアンケート調査の実施およびFD委員会及び教授会において授業改善の方策について定期的に協議している。 大学からの改善の提言・要望：特に無し	
基準2 エビデンス資料	
基準2-1 エビデンス資料	
(1) 令和4、5年度 医療保健学部教授会議事要録	
(2) (3) アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）(https://www.himeji-du.ac.jp/univ/admission-policy/)	
(4)-1 令和4、5年度 FD委員会議事要録	
(4)-2 【2024】入試ガイド、【2025】入試ガイド	
(4)-3 収容定員（令和5年5月1日現在 総務部）	
(4)-4 入学者数 在籍者数（令和5年5月1日現在 総務部）	
(5)～(9) 令和4、5年度 医療保健学部教授会議事要録	
(10) 資料無し	
基準2-2 エビデンス資料	
(1) オフィスアワーについて 2022・2023年度履修の手引き	
(2) 資料無し	
(3) 医療保健学部における修学状況（令和5年5月1日現在 教務部）	
(4) 医療保健学部SAのまとめ（令和5年5月1日現在 教務部）	
基準2-3 エビデンス資料	
(1)、(2) HP 就職・進路（キャリアセンター）	
基準2-4 エビデンス資料	
(1) HP オフィスアワー	
(2) 学生サービス、厚生補導のための組織を示す資料（学生部）	
(3) 奨学金給付・貸与状況を示す資料（学生部）	
(4) 学生の課外活動などへの支援状況を示す資料（学生部）	
(5) 令和4、5年度 健康管理室年報（第36号、第37号）	
基準2-5 エビデンス資料	
(1)-1 図書、資料の所蔵数および受け入れ状況（附属図書館）	
(1)-2 令和4年度 外国雑誌および和雑誌一覧（附属図書館）	
(2)-1 教育に使用する施設の状況（総務部）	
(2)-2 卒業研究などに使用する施設（総務部）	
(3) 体育施設（総務部）	

(4) コンピュータなどのIT施設（総務部）
(5) 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）（総務部）
(6) クラスサイズ（総務部）
(7) 施設・設備の安全性（耐震など）（総務部）
基準2-6 エビデンス資料
(1) (2) 姫路獨協大学_学修成果・学生生活アンケート（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ ）

基準3. 教育課程

基準項目3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
自己判定	「基準項目 3-1 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
① ディプロマ・ポリシー（DP）の策定と周知	(1) 教育目的を踏まえたDPを定め、周知している。	4
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	(2) DPを踏まえた単位認定基準を適切に定め、周知している。	4
	(3) DPを踏まえた進級基準を適切に定め、周知している。	4
	(4) DPを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知している。	4
③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	(5) DPを踏まえた単位認定基準を厳正に適用している。	4
	(6) DPを踏まえた進級基準を厳正に適用している。	4
	(7) DPを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。	4
	(8) GPAを有効に活用している。	4
	(9) 成績評価に対し、学生からの異議申立の仕組みを整備し学生へ周知している。	4
基準項目3-2. 教育課程及び教授方法（1）		
自己判定	「基準項目 3-2 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
④ カリキュラム・ポリシー（CP）の策定と周知	(1) 教育目的を踏まえ、CPを定め周知している。	4
⑤ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成・ディプロマ・ポリシー（DP）との一貫性	(2) 教養教育及び専門教育の目標を設定している。	4
	(3) 科目ナンバリングを行なっている。	4
	(4) カリキュラムマップ等により、CPとDPとの一貫性を確保している。	4
	(5) カリキュラムの体系性及び科目の順次性をカリキュラム・ツリーで明示している。	4
	(6) シラバスを適切に整備している。	4
	(7) 履修登録単位数の上限を適切に設定している。	4
	(8) 履修年次に応じた履修モデルを作成している。	4
	(9) 教養教育を適切に実施している。	4
基準項目3-3. 教育課程及び教授方法（2）		
自己判定	「基準項目 3-3 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑥ 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に実施されている。	(1) 学修目標の達成に適した学修方略が用いられている。	4
	(2) 教務委員会及び協議会等を設置し、適切に機能させている。	4
	(3) FD委員会等の教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。	4
⑦ 教育課程を活性化し効果的に行うための、教授方法の工夫・開発と効果的な実施（教育課程及びその内容、方法の適切性について検証し、改善・向上が図られている。）	(4) シラバス項目及び記載内容の検証・改善を行なっている。	4
	(5) 学生の資質・能力の向上に資する学修・教授・評価方法を開発している。	4
	(6) 「授業評価アンケート」の結果をもとに教育改善活動を行なっている。	4
	(7) アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。	4
	(8) 学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。	4
基準項目3-4. 履修指導		
自己判定	「基準項目 3-4 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑧ 履修指導が適切に行われていること。	(1) 新入生に対し教育課程の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスを行っている。	4
	(2) 教員が学生と面談し、履修指導・学修相談を行っている。	4
	(3) 在学生に対し、各学期で履修ガイダンスを行なっている。	4
	(4) 入学までの学修歴等に応じた履修指導を行なっている。	4
	(5) 学修ポートフォリオを導入し、履修指導に活用している。	4
	(6) 学修ポートフォリオを活用し学修達成度の自己点検・評価を行っている。	4
	(7) 留年生・卒業延期者に対して適切に履修指導をおこなっている。	4

基準項目3-5. 学修成果の点検・評価		
自己判定	「基準項目 3-5 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑨ 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用（ディプロマ・ポリシーに含まれている学修・教育目標の達成度の評価）	(1) 大学が定めたアセスメント・プランに基づいて学修成果を点検・評価している。	4
	(2) 学修成果を測定するため、学修ポートフォリオシステムを構築している。	4
	(3) 学修成果を測定するための指標（ルーブリック等）を設定している。	4
	(4) 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況の入学年次別分析等を行っている。	4
	(5) 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されている	4
⑩ 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	(6) 卒業生及び進路先企業等へのアンケートを実施している。	4
	(7) 学修成果の点検・評価結果を学生への学修指導の改善にフィードバックしている。	4
基準3 現状の説明、自己点検・評価		
医療保健学部では、本学の建学の理念を踏まえディプロマ・ポリシーを定め、周知している。 ディプロマ・ポリシーをもとに、単位認定基準、進級基準、卒業基準を策定し、それぞれの基準に沿って厳格に判定を行っており、これらの基準等については、学則の他に医療保健学部規程や各学科で定めた進級条件を履修の手引に掲載するとともに、入学時に実施する教務部オリエンテーション及び各学科のガイダンスにより周知している。単位の算定方法、成績 評価基準、GPA制度についても履修の手引に掲載している。 ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するため、各学科において必要な教育方針を策定し、それらをカリキュラム・ポリシーとして定めている。 学科ごとに専門性の高い国家資格等の受験資格の取得を可能としていることから、 専門職種の人材養成に必要な指定科目を中心にカリキュラム編成が行われている。 各学科が策定しているカリキュラム・ポリシーは、学科が掲げるディプロマ・ポリシーを実現するために一貫性をもって教育課程の編成を行っており、各学科で養成する国家資格等の取得にも繋がるよう、「教育モデル」を作成し、円滑な学位取得ができるよう、学生に配付する履修の手引にも掲載して、履修指導等に活用している。 ポートフォリオ、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等を学期始めのガイダンスの際に各学生に配布している。学生には当学期の単位取得の意義を理解して貰う事を意識して、マップやツリーを元に取得科目の説明をする。「ポートフォリオ」には新学期にむけての学生自身の目標を各自で書かせて回収し、教員が保管する。面談時に、その目標が書かれた「ポートフォリオ」を学生に提示し、取得単位や振り返りを書かせ、更に教員がそこにコメントを記入し、教員が保管する。前期、後期ともに同様に取り扱う。この活動により、学生の目標がより具体的になりつつある。 毎年科目担当教員が3つのポリシーを踏まえたシラバスの見直しをしており、授業内容、授業計画及び評価方法基準などについて、学生が理解しやすいものとなっているかをチェックしている。 学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2 回（前期・後期）「学生による授業評価ア ンケート」を実施し、結果を全ての教員にフィードバックされ、評価に対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けており、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行うとともに、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。国家試験対策に関わる全国的な模擬試験を定期的に実施して学修成果の点検・評価を行うとともに、個々の学生の実力に合わせた学修指導に役立てている。 学修成果の点検・評価については、科目ごとに単位認定にあたっての定期試験を実施しているほか、実習に関わる評価については、学内実習では実技試験と筆記試験を実施し、学外の臨床実習は、学外実習指導者の評価と実習担当教員が協議のうえ、知識と技能を確認して総合的に評価を行っている。また、国家資格等に求められる知識や能力を把握するため、小テストやレポートの提出のほか、外部の模擬試験等も積極的に利用し、学修成果や到達点の点検・評価を行っている。教育内容・方法及び学修指導者等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、「学生による授業評価アンケート」をもとに、教員自らが授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、 授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度について把握できるようになっており、アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされるとともに、評価に対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出こととされている。 国家試験対策においても各科で時間を割いて行っており、効果も現れている。		
基準3 改善・向上方策（将来計画）		
単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準等については、特に改善すべき点はないが、単位修得状況だけでなく、学修の成果を加味することも必要であるため、今後のGPA値の活用について検証する必要がある。学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検 を行い、必要に応じて改善を図っていく。国家資格等の合格が目標の一つであり、その合格率は多くの資格で全国平均を上回っているが、各種専門職の現場で求められる人材養成に、本学の学修成果が応えられているか、現場から広く意見を求める機会や調査が必要であると考える。		
総合判定	「基準 3 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準3 大学からの改善の提言・要望		
概評：教育目的を踏まえたDPを策定し、公表するとともに学生ガイダンス等にて学生への周知させている。また、DPを踏まえた、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、教職員、学生に周知を図っている。単位認定、成績評価については、シラバスに授業科目ごとの到達目標と具体的評価方法を明示しており、授業等で具体的な説明を行い、厳正に運用している。 大学からの改善の提言・要望：学修ポートフォリオを導入し、履修指導に活用できるシステムを構築する事が望まれる。		
基準3 エビデンス資料		
基準3-1 エビデンス資料		
(1)-1 姫路獨協大学学則（第38条、第39条）		
(1)-2 2022履修の手引：ディプロマ・ポリシー 大学HP URL https://www.himeji-du.ac.jp/ ,,,,,,,,,,		
(2) (3) (4) 2024履修の手引：単位修得・進級・卒業要件について		
(4) シラバス		
(5) 単位認定手続きの実際を示す資料 R4&R5:p15		
(6) 進級手続きの実際を示す資料 R4&R5:P15～16 履修の手引きP67		
(7) 卒業手続きの実際を示す資料 R4&R5:p15		
(8) 単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPAなどの活用状況を示す資料 履修の手引きP17		
(9) 成績評価に対し、学生からの異議申立の仕組みについての資料		
基準3-3 エビデンス資料		

(1) シラバス (URL https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus/2024.html)
(2) 教務委員会規程
(3) FD委員会規程
(4)、(5) 資料無し
(6) 学生による授業評価アンケート
(7)(8) 姫路獨協大学 FD委員会活動・活動報告 (https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/)
基準3-4 エビデンス資料
(1) 新入生オリエンテーション、ガイダンス資料
(2) オフィスアワー HP、履修の手引き
(3) 学部ガイダンス 前期・後期資料
(4) 履修の手引き
(5)、(6)、(7) 各学科 ポートフォリオ、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー
基準3-5 エビデンス資料
(1) 資料無し
(2) 各学科ポートフォリオ
(3) 資料無し
(4) 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況の入学年次別分析等（教務部）
(5) ～(7) 資料無し

基準4. 教員・職員

基準項目4-1. 教員の配置等		
自己判定	「基準項目 4-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。	(1) 教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めている。	1
	(2) 専任教員数については法令に定められている数以上である。	4
	(3) 教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切である。	4
	(4) 教育・研究上の指導能力と高い見識がある者が、専任教員として配置されている。	4
	(5) 必須科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されている。	4
	(6) 教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われている。	4
	(7) 次世代を担う教員の養成に努めている。	4
基準項目4-2. 教員の職能開発等		
自己判定	「基準項目 4-2 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
	(1) FD活動を通じて、教員の教育能力向上への取り組みを行っている。	4
	(2) FD活動を通じて、教育課程の開発及び改善を図っている。	4
	(3) FD活動を通じて、教育効果を高める授業方法の改善等を図っている。	4
	(4) FD活動を通じて、教員の研究活動の活性化を図る取り組みを行っている。	4
	(5) FD活動を通じて、社会貢献等の諸活動についてその資質向上を図っている。	4
	(6) 授業評価アンケート等に基づく授業改善を行っている。	4
	(7) 教員の活動が教育研究上の業績等で示され、公表されている。	4
	(8) 研究活動を行うための環境が整備されている。	4
	(9) 実務の経験を有する専任教員が、研鑽できる体制・制度の整備に努めている。	4
	(10) 教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されている。	4
基準4 現状の説明、自己点検・評価		
全教育課程における専任教員は、45人であり、設置基準の1.4倍（45人/32人）の人数を確保している。 学部教員の年齢構成は、年齢構成は、60歳代が24.4%（11人/45人）、50歳代が24.4%(同)、40歳代が42.2%（19人/45人）、30歳代が8.9%（4人/45人）である。専門性の高い教員の配置により、教育の手厚いサポートを行っている。免許別では、医師免許を有する教授1名、理学療法士11名、作業療法士9名、言語聴覚士8名、看護師1名、養護教諭1名、幼稚園教諭2人、小学校教諭2名、臨床工学技士4名、臨床心理士1名である。この他にも教員は、精神保健福祉士1名、ケアマネージャー2名、心臓リハビリテーション指導士1名、介護福祉士2名、臨床検査技師4名、健康科学アドバイザー（日本体力医学会）1名、中学校教諭・高等学校教諭（保健体育）1名、中学校教諭・高等学校教諭（家庭科）1名、高等学校教諭（音楽）1名、など多彩な資格を有している。また、医療機関での臨床経験を有する教員が多い体制で、臨床現場を踏まえた教育を可能にしている。 FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施 この活動はFD委員会が次のとおり実施している。「学生による授業アンケート」の結果に対し、各教員が作成した「教育活動自己評価（授業改善策）」の中から「今後に生かし推薦が出来る」ものを選び出し、各教員に周知を図った。【資料4-2-1：令和4年度（R4 6 9）第1回医療保健学部FD委員会報告書】 また各学科が立案した「資格取得支援教育」の内容を確認した後、「資格取得率」も確認し、「資格取得支援教育」の妥当性を評価するとともに「更なる改善策」を提案した。【資料4-2-2：令和4年度（R5 3 30）第3回医療保健学部FD委員会報告書】 そのほか、全学のFD委員会主催の遠隔での動画による「いまさらきけない「教育の質保証」ポイント解説」について研修用の動画の視聴に協力し、教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に努めた。昨年度からCOVID19禍で全学FD講習会はWebによる動画の視聴にて開催した。 大学は教育機関であると同時に研究機関であり、優れた研究成果の発信・社会への還元は大学の社会的使命である一方、整った研究環境で構築される研究力は学生教育にも大きく寄与するものであると考えられる。 文部科学省科学研究費助成事業をはじめとする種々の公的研究資金の採択経験を申請時期にセミナーとして講習会を開催し、希望する全教員が聴講し書類作成に臨むことができる。また、事務的な支援も充実させており、外部資金研究費や個人研究費等の内部資金研究費のネットワーク上での管理を行うことで研究者に利便性を提供し、研究費執行に関しても適正執行を支援・確認できる体制を整備している。 研究活動場所に関しては、原則、各教員に個人研究室を確保、また各分野の研究に特化した研究機器・インフラも整備した共同実験室を配置している。共同実験室では、ヒト臨床研究・ヒト生理学実験のみならず、動物実験も可能となっている 各教員は、週1日研修日の取得が可能な体制を取り、毎年教授会に各教員が申請し、承認を得たうえで活動を行っている。 「動物実験委員会」「研究倫理審査委員会」の2つの専門部会を設置し、これら各部会は事務職員のみならず各分野での専門知識を有する研究者・外部有識者等で構成され、本学において研究活動を適切かつ円滑に行えるよう体制を構築している。 人を対象とする医学系研究については、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及び個人情報に関する法律（平成15 年法律第57号）、「姫路獨協大学 生命倫理審査委員会規程」に基づいて「生命倫理審査委員会」を学長諮問機関として設置し、本学研究者に申請による倫理審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する「人を対象とする医学系研究」が個人の尊厳、人権の尊重、個人情報保護、利益相反の有無、その他倫理的観点から適正に行われるかどうかを審査し学長へ答申している。 「研究倫理審査部会」への申請時の注意点や説明書・同意書・同意撤回書に記載すべき項目例、書式例等について、教授会で周知の上、本学キャンパスウェア上やメールでも全教職員に対して周知している。また、対象になる研究者に対しては、年2回生命倫理講習会を聴講してもらい、人を対象とする研究に関する倫理教育について毎年受講を行うよう指導している。		

実験動物を使用した研究については、科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため、関係省令・ガイドライン、「姫路獨協大学動物実験委員会規程」に基づき、「動物実験委員会」により動物実験の倫理審査を行っている。

外部資金・内部資金を問わず、すべての研究費で購入した物品等については、事務組織による検収を必須としている。

教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費の使途等を規程した「個人研究費取扱規程」に基づき、専任教員全員に職位によって異なる個人研究費を支給している。使途については助成規程に定められ、学会出張（海外を含む。）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認められており、個人的な研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、学内における研究活動を促進させる目的から、競争的資金としての学内特別研究費を交付している。申請は学内総務課に行い、採択された教員に、学長の責任において交付する。学内での年間総額200万円を上限に交付し、使途は申請時に明確に記載し、採択後異なる使途に使用する場合は申請を必要として、厳格に運用されている。

更に学外からの研究費を獲得するため独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金、厚生労働省が行っている厚生労働科学研究費補助金の対象に教員がなっている。これらに係る経費は、各団体から直接経費と間接経費が配分される。

研究活動において、研究資金の獲得は研究計画段階で最初に着手されるべきことであり、外部からの競争的資金の獲得が視野に入れられる。医療保健学部では科学研究費の助成を受け、2020年は5件、2021年は4件の科学研究費による研究が遂行されており、今後は獲得件数を増やしていくことが重要と考えている。教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費の使途等を規程した「個人研究費取扱規程」に基づき、専任教員全員に職位によって異なる個人研究費を支給している。使途については助成規程に定められ、学会出張（海外を含む。）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認められており、個人的な研究が円滑に遂行されるように配慮している。

基準1 改善・向上方策（将来計画）

FD活動をさらに充実させ、授業内容や資格取得支援の内容を向上に努めたい。
物品は減価償却期間を超えて使用しているものも多く、修理・買い替えなどが今後の課題である。適宜教授会で検討していく。

総合判定	「基準4を満たしている」
------	--------------

基準4 大学からの改善の提言・要望

大学からの改善の提言・要望：特に無し

基準4 エビデンス資料

基準4-1 エビデンス資料

- (1) 姫路獨協大学教員人事委員会規程
- (2) 教員・職員の数（教務部）
- (3) 専任教員の年齢構成・男女構成（教務部）
- (4) 医療保健学部教員取得免許・学位等一覧（総務部）
- (5) 専門科目における専任教員配置数一覧（教務部）
- (6) 教員採用及び昇任に関する基準
- (7) 次世代を担う教員の養成に努めている事を示す資料（FD活動の記録、<https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/>）

基準4-2 エビデンス資料

- (1) 医療保健学部FD委員会報告書
- (2) 医療保健学部教育活動自己評価（授業改善策）
- (3) 教育研究活動の自己点検・評価_FD活動（<https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/>）
- (4) 令和4、5年度 前期・後期「学生による授業評価アンケート」（<https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/>）
- (5) 令和4、5年度 前期・後期_教育活動自己評価（<https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/>）
- (6) 授業評価アンケート等に基づく授業改善資料（学生部）
- (7) 大学HP URL <https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/>
- (8) 教育に使用する施設の状況（総務部）
- (9) 実務の経験を有する専任教員が、研鑽できる体制・制度（総務部）
- (10) 事務組織の構成と人員配置（総務部）

基準5. 内部質保証

基準項目5-1. 内部質保証の組織体制		
自己判定	「基準項目 5-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	(1) 全学的な方針及び手続きに基づき、内部質保証の組織体制を構築している。	4
	(2) 学則に基づき教授会を設置し、定期的に開催している。	4
	(3) 教務委員会等を設置し、定期的に開催している。	4
	(4) FD委員会等を設置し、定期的に開催している。	4
	(5) 自己評価・点検委員会を設置し、定期的に開催している。	4
基準項目5-2. 内部質保証のための自己点検・評価及びその機能性		
自己判定	「基準項目 5-2 を満たしている」	
② 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有（PDCAサイクルの確立）	(1) 自己点検・評価を定期的に行っている。	4
	(2) 自己点検・評価結果に基づき、教育研究活動の改善を図っている。	4
	(3) 自己点検・評価の結果をホームページ等で公表している。	4
	(4) 教育研究等活動状況を公表している。	4
	(5) IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析を行っている。	4
基準5 現状の説明、自己点検・評価（800字以内程度で記載ください）		
[現状] 5-2(3)については、前委員長の方針で公表していない。 姫路獨協大学医療保健学部では内部質保証への取組みを推進するため「姫路獨協大学における内部質保証推進規程」を制定し、運用している（【資料 5-1-1：姫路獨協大学における内部質保証に関する方針】）。その中で内部質保証の方針を定め、組織および実施体制を示し、医療保健学部を含む姫路獨協大学の各部局の役割が示されている。それを受けて医療保健学部では内部質保証を確立するための PDCA サイクルを推進する組織として「医療保健学部教授会」と、各学科の代表者1名ずつから構成される「医療保健学部FD 委員会」と「医療保健学部自己点検・評価委員会」を組織し、かつそれぞれの規定にて、委員会の役割や活動内容を制定している（【資料 5-1-2：教授会学部規定、資料 5-1-3：FD 委員会内規、資料 5-1-4：医療自己点検評価内規 210417】）。FD 委員会は令和4年度は、3回開催した。 「医療保健学部教授会」の構成員は全教員である【資料 5-1-5：教授会学部規定】。まず教授会との連携のもとに、全教員が各自の責任において学生への講義を担当し、質疑応答、試験、面談、「授業評価アンケート」、教員間の情報交換を通じて全学生の理解度、学習状況、生活などを把握した上で、展開する教育活動の内容を各教員が、そのの責任のもとに策定「Plan」し、講義や学生指導「Do」にあたった。さらに「教授会（構成員は全教員）」が「医療保健学部 FD 委員会」と「医療保健学部自己点検・評価委員会」を組織する。その際、構成員の1名は両委員会を兼務し連携を図った【資料 5-1-6：令和3年6月29日第409回評議会資料】。「医療保健学部自己点検・評価委員会」とのその様な連携のもとに、「医療保健学部 FD 委員会」が、各教員の講義内容やその成果を点検「Check」し、更なる改善策を提起「Action」している。その具体的内容は以下のとおりである。 各教員が「学生による授業評価」アンケートの結果に基づいて作成した「教育活動自己評価（通称、授業改善策）」の記述内容を「医療保健学部 FD 委員会」が点検「Check」して、その中から「今後に生かし推奨ができる」「良好な内容」と考えられる改善策を選び、「今後に生かし推奨が出来る良好な例」として確認した上で、各教員に周知「Action」を行っている。2023年度はFD委員会で「今後の手本となり、生かす」ことができる「教育活動自己評価(授業改善策)」の推奨例の検討を行った（【資料 5-1-12：令和5年度（R5 8 30）第2回医療保健学部 FD 委員会報告書】） それに加えて「医療保健学部 FD 委員会」が、各学科内で策定「Plan」・実施「Do」されている「資格取得支援教育（主に国家試験対策授業）」の内容を確認の上、「学生の資格取得率（主に国家試験合格率）と GPA との関連」を点検「Check」し、その取得率をもとに、更なる改善策を提起「Action」している。【資料 5-1-12：令和5年度（R6 3 29）第3回医療保健学部 FD 委員会報告書】 以上の PDCA サイクルの内容は、各学科の学科会議と教授会とを通じて各教員とも共有している。【資料 5-1-12】 令和5年度は、委員会を3回開催した。 医療保健学部での内部質保証のための自己点検と評価は「医療保健学部 FD 委員会」が中心で行っている【資料 5-2-1 FD 委員会内規】。その結果は、各学科の学科会議を通じて、教育活動の主体である各教員と共有し、あわせて教授会にも報告・周知し共有する体制となっている【資料 5-2-2：令和4年度（R4 6 9）第1回医療保健学部 FD 委員会報告書】、【資料 5-2-3：令和4年度（R5 3 30）第3回医療保健学部 FD 委員会報告書】、【資料 5-2-3-1：第2回医療保健学部教授会議事録 20230605】。学科会議を通じて各教員に報告・周知・共有する理由は、学科会議への教員の出席率が高いものと推定されるためである。 具体的には上述の学生への教育は各教員の責任のもとに作成「Plan」され、授業や学生指導として実践「Do」される。その教育活動に対する自己点検「Check」には、全学教育改善実施（FD）委員会が各学期末に実施する「学生による授業評価」アンケートの集計結果を受けて、各教員は教育活動自己評価を行い「教育活動自己評価報告書（通称、授業改善策）」を策定「Action」する。その「教育活動自己評価報告書」は学内のイントラネットと図書館にて展示・供覧し、全学生を含む学内構成員の全てに公開している【資料 5-2-4：公開資料_自己点検・評価】【資料 5-2-5：姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価アンケート～調査結果報告書～」】。 さらに、これら各教員が提出した「教育活動自己評価報告書」は「医療保健学部 FD 委員会」で内容を確認・吟味「Check」して、その内容が良好と判断されたものを「今後に生かし推奨が出来る改善策（Action）」として選び出して確認した上で、それらを各学科の学科会議を通じて各教員に周知し、さらにその概略は教授会でも報告した【資料 5-2-6：令和4年度（R4 6 9）第1回医療保健学部 FD 委員会報告書】。この様にして PDCA 活動の結果を各教員間で共有し、それらが各教員の今後の教育活動の向上に貢献することが出来る様に配慮している。 もう一つの活動として、各学科で策定「Plan」し、実践「Do」している「資格取得支援教育（主に国家試験対策授業）」の内容を「医療保健学部 FD 委員会」で確認した上で、年度末に「学生の資格取得率（主に国家試験合格率）」と照合した上で、その「資格取得支援教育」の妥当性を確認「Check」している。さらにその結果に基づき「更なる支援教育の改善策」も提言「Action」している。それらの内容は各学科の学科会議を通じて各教員に周知し、さらにその概略は教授会でも報告する【資料 5-2-7：令和4年度（R5 3 30）第3回医療保健学部 FD 委員会報告書】。こうして PDCA 活動の結果を各教員間で共有し、それらが各教員の今後の教育活動の向上に貢献することが出来る様に配慮している。 今後はそれらの経験に基づいて活動水準を高めていく必要があり、それらの活動内容はホームページで公開する必要もある。 医療保健学部では、本学部の現状に関する調査や、データの収集・分析をする専門の組織・教員・職員は現時点では配置していない。しかしその役割は「医療保健学部 FD 委員会」が担うべきであることが認識された。 その IR では、令和4年度第2回 FD 委員会で「学生生活の態度と GPA」というテーマで、学生の学業生活の態度と GPA との関係について検討を行った。その結果は下記の報告書にまとめた。そしてその内容は各学科会議と教授会とで報告し、教員間で共有した。 医療保健学部教員における改善への取組みは前項 5-2-①に記載した通りである。以上により全学レベルの自己点検・評価からも、医療保健学部の活動についての自己点検・評価へと繋がる流れが構築されており、機能的連携が図られている。また、前項 5-2-①に記載した通り、医療保健学部で取り組んでいる「FD 活動」は、姫路獨協大学全体の PDCA サイクルと医療保健学部での PDCA サイクルの連携が機能している現れといえる。		

基準5 内部質保証の体系図	
医療保健学部 自己評価 書類R5 P27.29図参照下さい	
基準5 改善・向上方策（将来計画）	
・「医療保健学部 FD 委員会」が以上の PDCA サイクルの機能を担い、点検結果を各教員に周知するようになったのは令和 3 年度になってからである。このサイクルは機能し始めて間もないため、当初は各教員による「教育活動自己評価（通称、授業改善策）」の中から「今後に生かし推薦が出来る例」として各教員と共有し、かつ「資格取得支援教育」の内容は令和 4 年度から「資格取得率（主に国家試験合格率）とGPA との関連」で点検し、今後への改善策も提案した。今後もさらに同様の方法で、また、さらに成績不振者も視野に入れた IR 活動も交えて本学部の教育内容の改善・向上を図って行きたい。 ・医療保健学部 FD 委員会運用実績と、その運用における評価ツールとしての GPA の活用、他委員会との連携などについて、定期的に医療保健学部教授会などが改めて検証する機会・仕組みを継続して持つことが求められる。それは医療保健学部 FD 委員会で検討と議論を今後も進めていく必要がある。以上の改善・向上方策をもとに「国家試験などの資格」の取得率の向上を図るべきである。	
総合判定	「基準 5 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」
基準5 大学からの改善の提言・要望	
概評：大学のアセスメント・ポリシーに基づき、学部内にPDCAサイクルによる内部質保証システムを整備している。 定期的に学部内の自己評価委員会を開催し改善を図っている。	
大学からの改善の提言・要望：特に無し	
基準5 エビデンス資料	
基準5-1 エビデンス資料	
(1) 姫路獨協大学内部質保証に関する方針 (https://www.himeji-du.ac.jp/univ/naibushitsu/)	
(2) 姫路獨協大学医療保健学部教授会規程	
(3) 姫路獨協大学教務委員会規程	
(4) 医療保健学部FD委員会内規、委員会報告書	
(5) 医療保健学部自己点検評価内規	
基準5-2 エビデンス資料	
(1) 医療保健学部FD委員会内規、委員会報告書	
(2) FD活動の記録 (https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/)	
(3) 年次報告書 (https://www.himeji-du.ac.jp/univ/a-report/)	
(4) 医療保健学部 専任教員の教育研究活動報告書 (https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/)	
(5) 資料無し	

基準6. 地域連携・社会貢献

基準項目6-1. 地域連携・社会貢献に関する方針の明示		
自己判定	「基準項目 6-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 社会貢献・社会連携に関する方針の策定及び適切な明示	(1) 社会貢献・社会連携に関する方針を策定し、ホームページ等で公表している。	4
	(2) 社会貢献・社会連携に関する方針の周知を図っている。	4
基準項目6-2. 地域連携・社会貢献に関する取り組み		
自己判定	「基準項目 6-2 を満たしている」	
	(1) 地域連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進している。	4
	(2) 地域交流、国際交流事業へ参加している。	4
	(3) 高大連携活動を行っている。	4
	(4) 地域貢献のため学外組織との適切な連携体制を構築している。	4
	(5) 地域交流、国際交流事業への参加している。	4
	(6) 学生を積極的に社会と関わらせるよう指導している。	4
基準項目6-3. 社会連携・社会貢献の適切性についての定期的に点検・評価		
自己判定	「基準項目 6-3 を満たしている」	
③ 定期的に点検・評価及び改善・向上に向けた取り組み口	(1) 教員の活動状況を把握し点検・評価している。	4
	(2) 定期的に大学に社会連携・社会貢献の成果を提出している。	4
	(3) 定期的な点検・評価結果に基づき改善・向上策を講じている。	4
基準6 現状の説明、自己点検・評価		
本学部の使命・目的に基づき、保健・医療・福祉・社会系大学の専門性を生かし、大学案内およびホームページを通じて、獨協講座や高校生への出張講義、高校生のための公開講座（2021 年度より）、生涯学習大学校の講義など多彩な活動を行い明示している。		
基準6 改善・向上方策（将来計画）		
現在早急に改善が必要というわけではないが、時代の変遷に応じた活動が必要とされるため、これに応じてより多彩な活動を行っていく。		
総合判定	「基準 6 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準6 大学からの改善の提言・要望		
概評：公開講座などの全学的な地域連携への取り組みに加え、学部独自に自治体の企画への参加やボランティア活動等の地域支援に積極的に関わっており、それらの体験は学生の医療人としての意識向上にもつながっている。		
大学からの改善の提言・要望：特に無し		
基準6 エビデンス資料		
基準6-1 エビデンス資料		
(1) 地域連携・地域貢献の基本方針（ https://www.himeji-du.ac.jp/region/ ）		
(2) ディプロマ・ポリシー（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/diploma-policy/ ）		
基準6-2 エビデンス資料		
(1) 令和4、5年度 地域連携・社会貢献のまとめ（総務部）		
(2) 学部・学科で行なっている地域連携・社会貢献のまとめ R4：p30～p36, R5：p31～p36		
(3) 地域連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価を示す資料 R4&R5；p36		
(4)～(6) 令和4、5年度 地域連携・社会貢献のまとめ（総務部）		
基準6-3 エビデンス資料		
(1) 全学的に行なっている地域連携・社会貢献のまとめ（総務課）		
(2) 学部・学科で行なっている地域連携・社会貢献のまとめ R4：p30～p36, R5：p31～p36		
(3) 地域連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価を示す資料 R4&R5；p36		